

令和元年第9回教育委員会定例会会議録

- 1 開会宣言 令和元年7月26日（金）午後2時
- 2 場 所 三条市役所栄庁舎 応接室
- 3 出席者 長谷川教育長、長沼委員、小林委員、佐藤委員、松井委員
- 4 説明のための出席者
遠藤教育部長、村上教育総務課長、栗林子育て支援課長、
高橋小中一貫教育推進課長、捧教育センター長、大谷教育総務課課長補佐、
西澤教育総務課庶務係長
- 5 傍聴人 2人
- 6 議 題
 - (1) 議席の決定について
 - (2) 会議録の承認
令和元年第8回教育委員会定例会会議録
 - (3) 報告
報第1号 三条市議会6月定例会の概要について
報第2号 小中一貫教育実施状況について
 - (4) 議事
議第1号 令和2年度使用教科用図書の採択について
議第2号 三条市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱
の制定について
議第3号 三条市特別の理由による任意予防接種費用助成金交付要綱の制定について
 - (5) 次回教育委員会定例会の日程について
- 7 審議の経過及び結果
(長谷川教育長)
既に皆様御承知のとおり、7月25日をもちまして任期満了となられました渡辺委員
の後任として、本日付けで松井啓子委員が任命されましたので、ここで松井委員から御
挨拶をいただきたいと思います。
(松井委員)
昨日辞令を頂いたばかりで右も左も分からない状態ではありますが、皆さんの足を引っ
張らないよう、真摯に物事に取り組んでまいりますので、御指導のほどよろしくお願
いいたします。

(1) 議席の決定について

(長谷川教育長)

続きまして、議席の決定についてお諮りいたします。

このことにつきましては、三条市教育委員会会議規則第3条で、委員の議席は抽選により定めることとなっておりますが、慣例によりまして議席の順は教育長職務代理委員を1番委員といたしまして、その後は就任された順としてこれまできたところでございます。現在お座りいただいている場所が仮議席ということでそのような順となっておりますが、現在お座りいただいている席順のとおり議席を決定させていただくことでよろしいかお諮りいたします。

—異議なしの声—

それでは、議席につきましては、ただ今御着席をいただいております議席とさせていただきます。

(2) 会議録の承認について

長谷川教育長から令和元年第8回教育委員会定例会会議録について諮り、承認と決定

(3) 報告

報第1号 三条市議会6月定例会の概要について

遠藤教育部長が説明

質疑に入るが質疑なく、質疑終結

報第2号 小中一貫教育実施状況について

捧教育センター長が説明

質疑に入るが質疑なく、質疑終結

(長谷川教育長)

この場でしばらく休憩をさせていただきます。

—休憩—

—再開—

「議第1号 令和2年度使用教科用図書の採択について」は三条市教育委員会会議規則第33条の規定により非公開とする提案が長谷川教育長からあり、全員異議なく非公開と決定

(4) 議事

議第2号 三条市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱
の制定について

栗林子育て支援課長が説明

(小林委員)

前回の教育委員会定例会の場で、児童扶養手当を受給している方が700人ほどいられるということをお聞きしましたが、その方々に対し今回の額を支給すると約12,000,000円の支出になるわけですが、これについては国から来たお金を配分することになるのか、それとも三条市の予算から支給することになるのでしょうか。

(栗林子育て支援課長)

支給事業は自治体を実施するものでありますが、それに対して国が全額補助をするという補助事業を制定しております。順番としては、三条市が支給事業を実施し、その裏付けとして国からの全額補助を頂くということになります。

(小林委員)

支給の対象となる方は来年度以降も支給されることを期待すると思うのですが、来年度以降の支給について、今のところの見通しはいかがでしょうか。現状では来年度以降支給事業は実施されないのでしょうか。

(栗林子育て支援課長)

この制度については、今年の10月からの消費税増税に関連して実施されるものでありますので、今のところ支給事業は今年度のみで来年度以降の事業の実施はないものでございます。

(小林委員)

消費税増税が理由なのであれば、児童扶養手当そのものが増額されるということはないのでしょうか。

(栗林子育て支援課長)

今のところ手当が増額されるということはありませんが、現在手当の支給回数が年3回であるのに対し、今後は2か月に1回の支給に変わるということで、より小刻みに支給をするという児童扶養手当制度の見直しは行われます。

また、一度でも婚姻をした方については、寡婦控除という税制上の優遇措置が受けられるわけですが、一度も婚姻をしていない方はそういった優遇措置が受けられないということで、それに見合う金額として17,500円を支給するものでございます。

全員異議なく原案のとおり決定

議第3号 三条市特別の理由による任意予防接種費用助成金交付要綱の制定について

栗林子育て支援課長が説明

(松井委員)

このような病気は以前からあったと思うのですが、なぜこのタイミングで助成金交付要綱を制定するのでしょうか。

(栗林子育て支援課長)

白血病等の治療として骨髄移植をするという医学の進歩がある中で、以前受けた予防接種で得た免疫が骨髄移植等の治療により失われるため、再度の予防接種が必要だということをご数年で言われるようになってきました。

ただし、この場合予防接種法の対象とならず任意接種となることから、経済的な負担が生じてしまいます。そこで、市町村から助成をとという流れがあり、県内では新潟市、長岡市など6自治体が制度を創設し、うち実績があるのは3自治体という状況でございます。

そのような中で、昨年度末頃から三条市におきましても該当の方からのご相談があったことから、この度の制度の創設に至ったものでございます。

(松井委員)

この制度は1年だけではなく予算が付く限り続くのでしょうか。

(栗林子育て支援課長)

要綱については期限を設けておりません。

また、そういった治療をされた方については、幾つもの予防接種を受けるために数年間かける必要があると思いますので、今年1年だけというものではないものでございます。

全員異議なく原案のとおり決定

(5) 次回教育委員会定例会の日程について

村上教育総務課長から提案があり、教育長が諮り次のとおり決定

〔日時〕 令和元年8月26日(月) 午後1時30分

〔会場〕 三条市役所栄庁舎 応接室

8 閉会宣言 午後2時37分

三条市教育委員会会議規則第38条及び第39条の規定により、会議の顛末を記載してここに署名する。

三条市教育委員会

教育長 長谷川 正 二